資料１

令和３年12月13日

五霞町教育委員会
教育長　千葉 道子　様

五霞町立小学校統合及び小中一貫
教育準備委員会　委員長　増田　清

第一次答申書

令和３年５月７日に五霞町教育委員会から諮問されました五霞町立小学校の統合及び小中一貫教育の準備に関する事項について協議を行った結果，次の事項について答申いたします。

記

１　新小学校　学校名の案　　五霞町立五霞小学校

（新小学校学校名の案の決定に至る経過）

新小学校学校名の案については，令和３年６月18日，令和３年８月５日に開催した総務部会において検討し，令和３年10月８日に第４回五霞町立小学校統合及び小中一貫教育準備委員会を開催し審議しました。

この会議において総務部会から学校名の案決定方法について提案され，公募はせず，次の理由により，統合により新たに開校する小学校の名称は「五霞町立五霞小学校」が相応しいものとして全会一致で承認されました。

理由：統合後は五霞町唯一の小学校となり，明治から続く「五霞」の名称を継承するため。また，五霞東・西小学校創立前の名称が五霞小学校だったため。

新小学校　学校名の案「五霞町立五霞小学校」について，令和３年11月１日から11月21日まで児童，保護者，地域の方等を対象に意見の募集を行った結果，「五霞町立五霞小学校」は妥当な案ではあるが他の学校名の案を提案したいという内容の意見を２件いただきました。どの意見も「五霞町立五霞小学校」を妥当な学校名としており否定するものではないため，本委員会の審議のとおり答申するものです。

参考資料

新小学校　学校名の案への意見募集結果

募集内容：新小学校　学校名の案「五霞小学校」について，皆様の御意見をお寄せください。

募集期間：令和 3 年 11 月 1 日（月）から 11 月 21 日（日）まで

応募資格：①　五霞東小学校・五霞西小学校の児童及び保護者
②　五霞町に在住の方
③　五霞東小学校・五霞西小学校を卒業した方

受付意見：2 件

No. 1

応募資格	②五霞町に在住の方
御意見	「五霞小学校」 最も無難なネーミングで特に問題もないと思います。 ただ，せっかくの新たな小学校の設立なので，五霞という名前にひと工夫，追加するような試みがあっても良いのではないかと思います。 公募してほしかったです。 「五霞絆小学校」と応募しようと思っていました。

No. 2

応募資格	②五霞町に在住の方
御意見	・「五霞小学校」の名称は，町名の「五霞」を含んでおり，今後，五霞唯一の小学校となることから，無難であり，ある意味，妥当な選択であると考えられる。 ・一方，上記に述べた従来の固定観念を敢えて捨て，五霞町の将来を見据えて，「五霞未来小学校」とする改名案を提案したい。 五霞町の将来はこれからの子供たちにかかっています。小学校の名称として，単に先祖返りした名称でなく，明るく，希望に満ちた「五霞」の将来を込めた小学校名としたい。

改修後・1階

普通教室棟（Ｂ棟）

屋内運動場

給食室

普通教室棟（中学校）

武道場（中学校）

管理普通教室棟（Ａ棟）

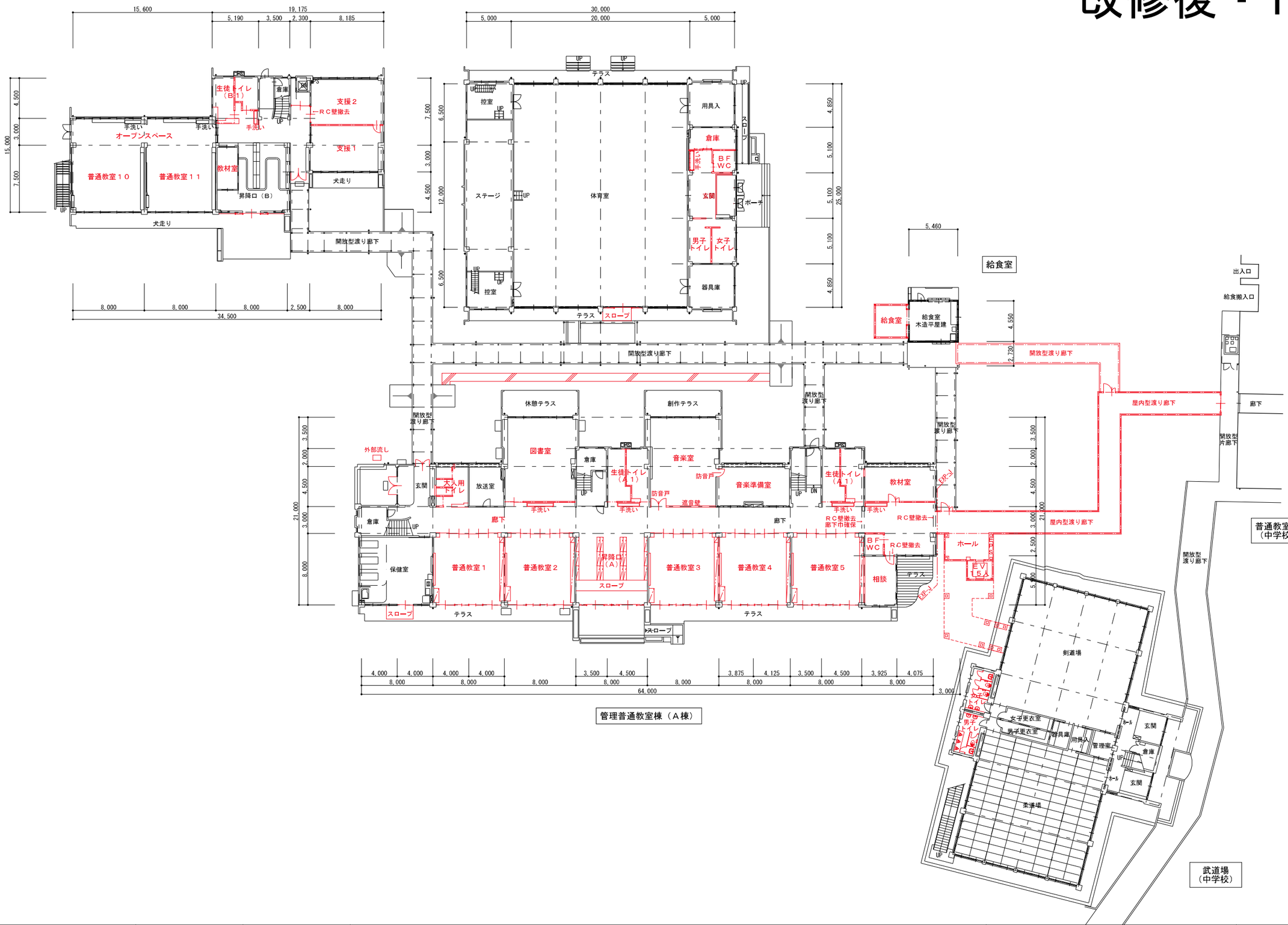

株式会社 須藤隆建築設計事務所 一級建築士事務所 茨城県知事登録 第A0145号	一級建築士大臣登録 第100409号 須藤 隆	CHECKED BY . . .	DRAWN BY

21.11.02出力
21.11.04修正
21.11.15修正
21.11.28武道館・渡り廊下修正
21.12.13教室間仕切・大人用トイレ・ＥＶホール修正
21.12.17渡り廊下廻り修正
22.01.11修正：武道場渡り廊下他

工事名称	五霞町立統合小学校及び小中一貫教育施設整備基本設計	縮尺 A-1 1:200	設計年月 R3.12
図面名称	【改修後】小学校：全体１階平面図	縮尺 A-3 1:400	図面番号 ＧＡ－０５

改修後・2階

普通教室棟（Ｂ棟）

屋内運動場

給食室

普通教室棟（中学校）

管理普通教室棟（Ａ棟）

武道場（中学校）

株式会社 須藤隆建築設計事務所 一級建築士事務所 茨城県知事登録 第A0145号	一級建築士大臣登録 第100409号 須藤 隆	CHECKED BY	DRAWN BY

21.11.02出力
21.11.04修正
21.11.15修正
21.11.28武道館・渡り廊下修正
21.12.13教室間仕切・大人用トイレ・ＥＶホール修正
21.12.17渡り廊下廻り修正
22.01.11修正：武道場渡り廊下他

工事名称	五霞町立統合小学校及び小中一貫教育施設整備基本設計	縮尺 A1 1:200	設計年月 R3.12
図面名称	【改修後】小学校：全体２階平面図	縮尺 A3 1:400	図面番号 ＧＡ−０６

改修後・3階

普通教室棟（Ｂ棟）

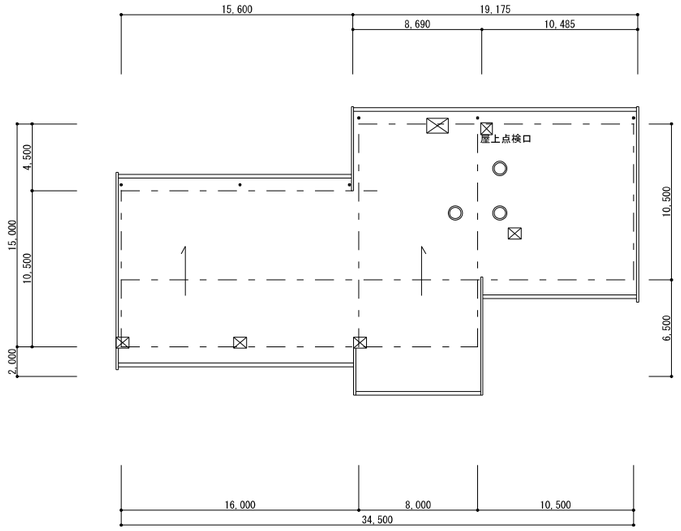

屋内運動場

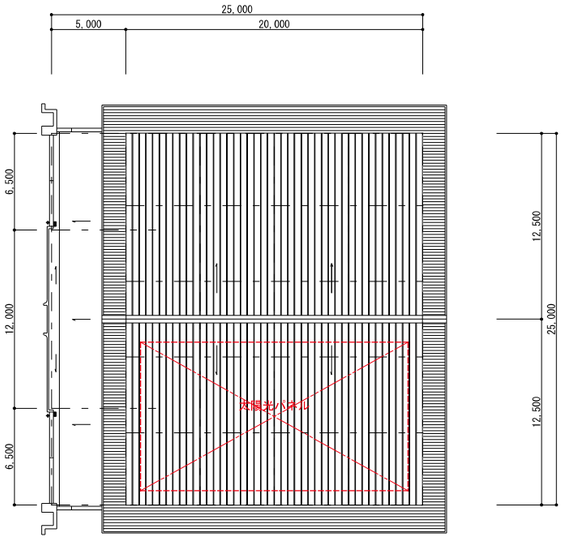

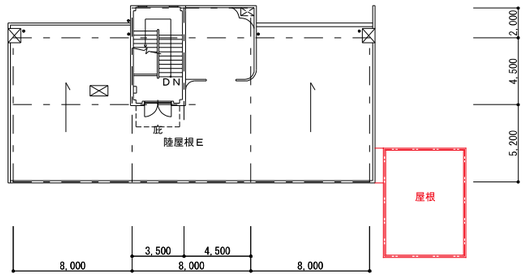

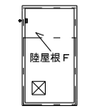

ＰＨ階屋根伏図

管理普通教室棟（Ａ棟）
屋根伏図

普通教室棟
（中学校）

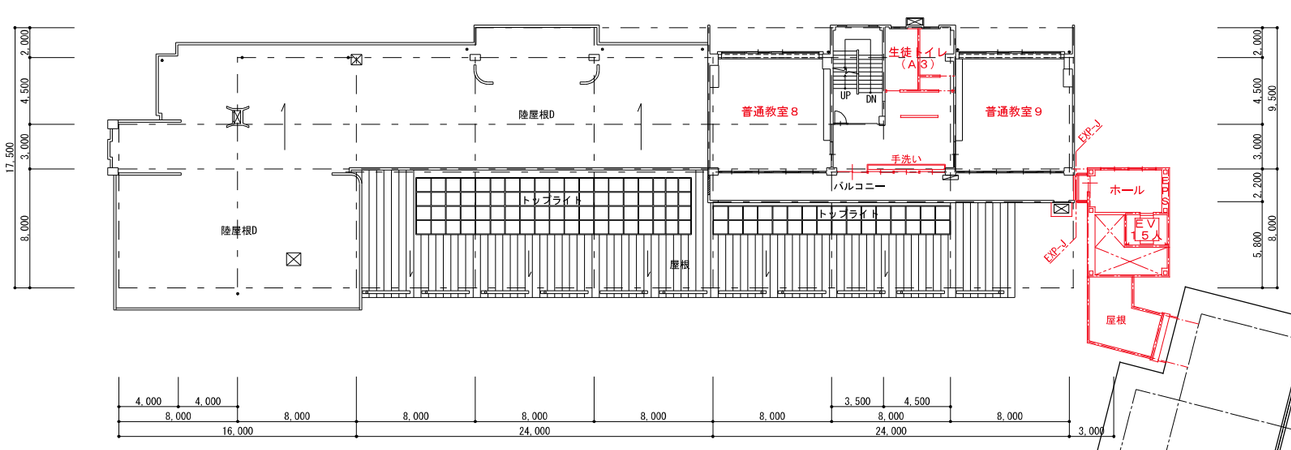

管理普通教室棟（Ａ棟）

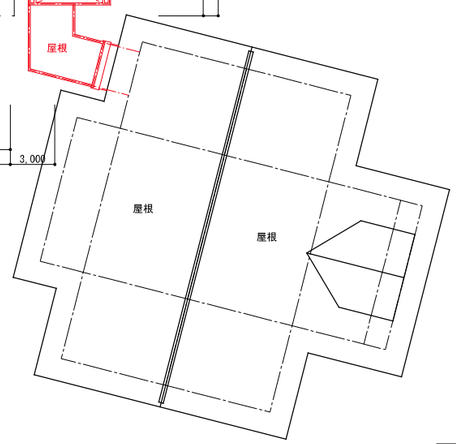

武道場
（中学校）

株式会社 須藤隆建築設計事務所 一級建築士事務所 茨城県知事登録 第A0145号	一級建築士大臣登録 第100409号 須藤 隆	CHECKED BY .	DRAWN BY .	21.11.02出力 21.11.04修正 21.11.15修正 21.11.28武道館・渡り廊下修正	21.12.13教室間仕切・大人用トイレ・ＥＶホール修正 21.12.17渡り廊下廻り修正 22.01.11修正：武道場渡り廊下他	工事名称 五霞町立統合小学校及び小中一貫教育施設整備基本設計 図面名称 【改修後】小学校：全体３階平面図、Ａ棟：屋根伏図	縮尺 Ａ１ 1:200 縮尺 Ａ３ 1:400	設計年月 R3.12 図面番号 ＧＡ−０７

改修後

凡例

- ：改修対象建築物
- ：増築建築物
- ：除去建築物

駐車場：65台＋26台＋36台＝計127台

株式会社 須藤隆建築設計事務所 一級建築士事務所 茨城県知事登録 第A0145号	一級建築士大臣登録 第100409号 須藤 隆	CHECKED BY . . . DRAWN BY	工事名称 五霞町立統合小学校及び小中一貫教育施設整備基本設計
縮尺 A1 1：600 / 縮尺 A3 1：1200	設計年月 R3.12	図面名称 【改修後】全体配置図	図面番号 GA－０１b

町道１号線
道路境界線
防火水槽
工事用進入口
駐車場　29台
駐車場　39台
B棟
（その他）
屋内運動場
（その他）
灯油置場
倉庫
部室棟
A棟
（耐火建築物）
ゲート
工事用進入口
ゲート
ゴミ置場
武道場
（その他）
自転車
置場
焼却炉A
体育舎
仮設渡り廊下
仮設校舎
焼却炉B
焼却炉B
自転車
置場
グラウンド
プール
附属棟
プール
器具庫
プール
附属棟
プール
屋外
トイレ
野球場
テニスコート
普通教室棟
（耐火建築物）
特別教室棟
（耐火建築物）
屋内運動場
（耐火建築物）
町道1890号線
町道1888号線
町道1892号線
ドリンク
DS
地境界線

仮設渡り廊下接続部　現況写真

凡例

：仮設建築物

－－－－－：仮囲い

株式会社 須藤隆建築設計事務所 一級建築士事務所　茨城県知事登録　第A0145号	一級建築士大臣登録 第100409号 須藤　隆	CHECKED BY . . . DRAWN BY	工事名称 五霞町立統合小学校及び小中一貫教育施設整備基本設計 / 図面名称 仮設計画図
縮尺　A１ 1：600 / 縮尺　A３ 1：1200	設計年月 R3.12	図面番号 ＧＡ－０１ｄ	

資料３

１．令和４年度学校給食委託協議先の決定について

下記のとおり全国農協食品株式会社及び境町から提出された積算委託料を基に精査を行い、令和4年度の学校給食委託先として境町と協議することに決定しました。

※Ｒ1、Ｒ2年度は、新型コロナ感染症により臨時休業のため給食を実施しない月があるためH30年度で試算

H30年度

保護者負担		町負担	
【食材費実績】		【人件費+設備費等（食材加工費含む）実績】	
学校給食会（米飯・パン・うどん）	9,202,186円	学校給食会（米飯・パン・うどん）	3,533,840円
行田（副食）	18,487,315円	行田（副食）	18,995,731円
トモエ（牛乳）	126,922円	木村屋（米飯）	198,728円
八木（中華麺）	810,136円	釜屋（パン）	314,415円
ヤクルト	137,360円		
シャトレーゼ	223,044円		
	28,986,963円		23,042,714円
給食委託料（食材費＋加工費）		52,029,677円	

全国農協食品株式会社

保護者負担		町負担	
【食材費　全農提示額】		【人件費+設備費等（食材加工費含む）全農提示額】	
学校給食会（米飯・パン・うどん）	9,202,186円	学校給食会（米飯・パン・うどん）	3,533,840円
全農（副食）	24,741,375円	全農（副食）	61,325,000円
トモエ（牛乳）	126,922円	木村屋（米飯）	198,728円
八木（中華麺）	810,136円	釜屋（パン）	314,415円
ヤクルト	137,360円		
シャトレーゼ	223,044円		
	35,241,023円		65,371,983円
給食委託料（食材費＋加工費）		100,613,006円	（約1.93倍）

境町

保護者負担		町負担	
【食材費　境町提示額】		【人件費+設備費等（食材加工費含む）境町提示額】	
学校給食会（米飯・パン・うどん）	9,202,186円	学校給食会（米飯・パン・うどん）	3,533,840円
境町（副食）	31,790,000円	境町（副食）	37,046,404円
トモエ（牛乳）	126,922円	木村屋（米飯）	198,728円
八木（中華麺）	810,136円	釜屋（パン）	314,415円
ヤクルト	137,360円		
シャトレーゼ	223,044円		
	42,289,648円		41,093,387円
給食委託料（食材費＋加工費）		83,383,035円	（約 1.59倍）

２．令和４年度の学校給食費について

令和４年度の学校給食費について、委託先が境町に変更となり同じ献立になることから食材費が大幅に増額となります。法律上、食材費は保護者負担となるため、学校給食費の改定が必要となります。

※ 学校給食の運営にかかる費用は、食材費と人件費+設備費等（食材加工費含む）を合わせた金額となります。
学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 11 条第 1 項の規定により人件費は学校設置者の負担となり、同法同条第 2 項の規定により食材費は保護者の負担となります。

学校給食法　　昭和二十九年法律第百六十号

第四章　雑則

（経費の負担）

第十一条　学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2　前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

学校給食法施行令　　昭和二十九年政令第二百十二号

（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

第二条　学校給食の運営に要する経費のうち、法第十一条第一項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

一　義務教育諸学校において学校給食に従事する職員（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十七条（同法第四十九条、第四十九条の八及び第八十二条において準用する場合を含む。）又は第六十九条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。）に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

二　学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

学校教育法　　昭和二十二年法律第二十六号

第二章　義務教育

第十六条　保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

令和4年度　保護者負担額（案）

	保護者 負担額	月	年額	児童・生徒数 （教職員含む）	年額	合計額	必要額との差 （市町村負担）
現行	3,850	11	42,350	400	16,940,000	26,312,000	−15,977,648
	4,260	11	46,860	200	9,372,000		
+60円	3,910	11	43,010	400	17,204,000	26,708,000	−15,581,648
	4,320	11	47,520	200	9,504,000		
+120円	3,970	11	43,670	400	17,468,000	27,104,000	−15,185,648
	4,380	11	48,180	200	9,636,000		
境と同額 +400円 +340円	4,250	11	46,750	400	18,700,000	28,820,000	−13,469,648
	4,600	11	50,600	200	10,120,000		
+2,420円	6,270	11	68,970	400	27,588,000	42,284,000	−5,648
	6,680	11	73,480	200	14,696,000		

必要額	42,289,648

2 学校給食費(令和2年5月1日現在)

(1)市町村別保護者負担 学校給食費平均月額

	実施回数		給食費(円)	
	小学校	中学校	小学校	中学校
県平均	186	186	3,656	4,035
全国平均	191	186	4,343	4,941

※中学校は県立分を除く
※全国の数字は平成30年5月1日現在

市町村名	小学校		中学校	
	給食費	実施回数	給食費	実施回数
1水戸市	4,300	196	4,500	195
2笠間市	4,210	169	4,620	170
3ひたちなか市	4,300	177	4,667	177
4常陸大宮市	3,384	186	3,700	186
5那珂市	4,300	171	4,700	171
6小美玉市	3,400	185	3,700	184
7茨城町	4,000	220	4,300	220
8大洗町	1,290	170	1,350	169
9城里町	0	198	0	198
10東海村	4,200	179	4,600	179
11大子町	0	182	0	183
12日立市	3,840	182	4,460	179
13常陸太田市	2,050	187	2,200	187
14高萩市	4,000	186	4,600	186
15北茨城市	3,800	185	4,300	185
16鹿嶋市	4,300	199	4,700	199
17潮来市	4,110	182	4,420	182
18神栖市	2,260	199	2,460	201
19行方市	4,000	197	4,300	197
20鉾田市	3,700	197	4,000	196
21土浦市	4,200	198	4,700	198
22石岡市	3,800	195	4,400	195

市町村名	小学校		中学校	
	給食費	実施回数	給食費	実施回数
23龍ケ崎市	4,320	197	4,731	197
24取手市	4,314	178	4,837	178
25牛久市	4,320	198	4,690	198
26つくば市	4,200	198	4,700	198
27守谷市	4,207	179	4,536	184
28稲敷市	4,295	183	4,641	183
29かすみがうら市	4,100	165	4,600	165
30つくばみらい市	3,700	193	4,300	193
31美浦村	4,400	186	4,700	187
32阿見町	4,100	171	4,550	171
33河内町	3,800	181	4,300	181
34利根町	4,030	180	4,600	179
35古河市	3,449	181	3,891	178
36結城市	4,250	157	4,650	158
37下妻市	3,633	194	4,183	194
38筑西市	3,000	175	3,500	175
39坂東市	3,700	201	4,100	201
40桜川市	3,900	167	4,300	167
41常総市	3,800	182	4,200	182
42八千代町	3,950	195	4,250	195
43五霞町	3,850	168	4,260	168
44境町	4,250	200	4,600	200

※河内町のみ参考として義務教育学校の前期／後期課程の数値を記載。

(2)令和2年度学校給食費公費負担状況(就学援助費等除く)

(令和3年1月1日現在)

項目	市町村数	内訳
全額公費負担	3	城里町・大子町・河内町
一部公費負担	36	
公費負担なし	5	

※要保護・準要保護制度などの就学援助を除く公費負担状況です。

(3)令和2年度一部公費負担の内容(就学援助費等除く)

(令和3年1月1日現在)

市町村名	公費負担の内容
水戸市	地場農産物活用に対する賄材料費補助(農林水産業費)
常陸大宮市	賄材料費として，児童生徒1人当たり700円程度補助。
那珂市	米粉パン提供時に普通パンとの単価差額を市が負担。 給食費と賄材料費の差を市費で負担。
小美玉市	食材費の不足分は一般会計から支出している
茨城町	副食用物資(1人あたり月額120円)
大洗町	①地場産物購入費の一部補助②米代の半額補助③米パン活用のための補助④牛乳輸送費補助⑤町立小中学校に在籍している児童・生徒が2人以上いる保護者に対し、第2子以降の学校給食費補助⑥町立小中学校の児童生徒に対し、令和2年4月～12月までの給食費補助
東海村	精米代購入費全額補助 牛乳輸送費に係る一部補助 学校給食保存食に係る経費負担
日立市	月額500円の公費負担
常陸太田市	小・中学校児童・生徒への給食費1/2 地場産物購入費の一部補助 賄材料費3%(消費税値上げ分)の補助
高萩市	小中学校に在籍する児童生徒を養育している保護者で、第2子以降が高萩市内の小中学校に在籍している保護者。就学援助を受けていない。給食費に未納が無い場合。第2子半額、第3子以降全額を助成。
北茨城市	児童生徒一人あたり月500円
鹿嶋市	第3子以降の給食費免除 (中学生以下の子どもを3人以上養育している世帯で、市税等に未納がないなどの条件を満たす場合に、第3子以降の学校給食費を免除)
神栖市	小中学生の給食費を毎月半額程度補助
行方市	給食費に8%を乗じた額を公費負担している。令和2年度に限り特例措置として、給食費月額児童1,000円、生徒1,100円減額し、その分を公費負担とした。(25%の補助)
鉾田市	1人当たり月額500円補助 R2.9月からR3. 2月までの6月分の給食費全額補助(令和2年度限り)
土浦市	1人当たり月額200円の公費負担。
石岡市	・小学生:100円，中学生:120円 ・石岡市立の小学校に通っている第3子以降の学校給食費を免除する事業を実施している。 (条件:石岡市の税金・使用料等に未納がないこと。)
龍ケ崎市	第3子以降給食費無償化

市町村名	公費負担の内容
取手市	徴収した給食費と賄材料費の差額分を負担
つくば市	米飯給食助成金(1食あたり10円) 米飯加工助成金(1食あたり43.9円) 地場産物(米、野菜、肉等)活用に対する賄材料費補助
守谷市	徴収した学校給食費と賄材料費の差額を市費で負担。
稲敷市	・地場産農産物活用に対する賄材料費の補助 ・非常食,保存食分に対する賄材料費の補助 ・賄材料費の不足分は市の一般会計から支出
かすみがうら市	地場産物の活用のための材料費補助
つくばみらい市	乳と卵を除去した食物アレルギー代替食を提供する際の通常給食よりも高額になる差額分を市が負担する。
美浦村	・天候等の事情で食材費が高騰し、賄材料費が不足した場合は公費から補助している。 ・小規模小学校1校に対し、食材費の一部を公費から補助している。
阿見町	18歳以下の子が3人以上いる世帯の第3子以降は全額減免している
利根町	①地元食材を提供する食材費相当額を負担 ②展示食及び保存食の食材費相当額を負担 ③第3子以降の給食費免除
古河市	・ひとり親世帯への給食費免除 ・児童生徒への30円／食の公費負担
結城市	義務教育を現に受けている児童生徒を3人以上養育している保護者に3人目以降の児童生徒の給食費相当額を助成している。 その他
下妻市	自校式の学校(旧下妻市)・・・全員一律補助　小学生:420円　中学生:430円 センター方式の学校(旧千代川村)・・・全員一律補助　小学生・中学生:350円
筑西市	児童生徒に対し、食材購入費として1300円/月を公費で負担。
坂東市	米飯委託加工費:平成21年から主食である米飯のみに公費負担 第3子以降給食費:市内に住所を有する者で市内小中学校に同時に在学する(第1子、第2子が市外の県立、私立学校に在学している場合も含む)第3子以降の給食費を免除
桜川市	・消費税相当額 ・材料費高騰への対応で、1食あたり9円 ・義務教育在籍の子が3人以上いる場合において、3番目以降の子の給食費免除
常総市	月額142円/人, 地場産物・行事食補助, 米飯加工賃
八千代町	給食向上助成事業として、一般会計から賄材料費へ児童生徒1人当たり年間6,000円を助成
境町	・1食あたり25円の補助 ・給食費完納者に対する半額又は全額補助

資料４

地域・保護者の皆様へ

五霞町教育委員会からのお知らせ

令和３年４月

五霞町の子どもたちのための

学校における働き方改革

にご理解をお願いいたします！

先生たちの長時間勤務の深刻化

平均で毎日３時間以上の時間外勤務をしており，小学校で約３割中学校で約６割が「過労死ライン」に相当するという結果が出ています。（持ち帰り時間は含んでおりません。）

法律による時間外勤務の上限の設定

法律の改正により，月に合計４５時間（年に合計360時間）を超える時間外勤務が原則できなくなります。放課後，土・日・祝日の部活動等も時間外勤務制限の対象となります。

新しい時代に対応する教育の推進

小学校外国語教育・プログラミング教育・道徳教育など新しい学習指導要領に対応する教育を推進しています。また，一人に一台の端末により授業のあり方も変化していきます。

学校は，子供たち一人一人が，変化の大きい未来をたくましく生き抜く力を身に付けることのできる場所でなくてはなりません。学校の働き方改革は，先生を楽にするためのものではありません。これまでの先生の働き方を見直し，毎日元気に子供たちの前に立って，未来につながる力を育む教育を行うために必要なものなのです。

〈文部科学大臣メッセージ　平成31年３月18日 より抜粋〉

☆令和３年度の具体的な取組☆

通知票を年2回に統合します

○長期的な視点で子どもの成長を見取り，通知票に反映していきます。
○これまでの学校生活のリズムを大切にするために，３学期制は継続します。

小学校では下校時刻が早まる日があります

○これまで通り月曜日は５時間授業になります。（委員会やクラブがない場合）
○日課を調整して下校時刻を早めます。（日課の詳細は学校より連絡があります）

中学校では5時間授業の日が週2日になります

○５時間授業の日が週２日となり，下校時刻が早まります。
○日課の調整や時間割の入れかえ等で授業時数は確保できます。

令和３年度は上記の取組を中心にして進めていきます。
取組の結果を検証したり，ご意見をいただいたりしながら，随時，見直しを図っていきます。

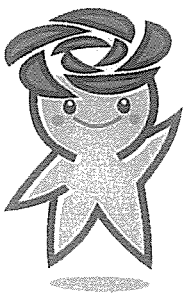

新しい時代の教育の推進や時間外勤務の上限の設定により，地域行事への参加が限られたり，学校行事が精選されたりして，これまでの学校教育のイメージと変わったように感じることがあるかもしれません。しかし，児童・生徒と向き合う姿勢については変わることはありません。ご理解をお願いします。

※詳しい内容につきましては五霞町のホームページ
（4月7日より掲載予定）をご覧ください。

関係団体などの皆様へのお願い

～ 学校を通じた配布物や各種募集にご配慮をお願いします ～

・各種団体から依頼される配布物はかなりの量になります。印刷物ではない周知方法についてご検討をお願いします。
・作文や絵画のコンクール等の募集につきましては、学校単位での応募や学校によるとりまとめなどを募集要件としないようにご配慮をお願いします。

「教職員の働き方改革」における進捗状況、振り返り、次年度の見込み

1　重点内容について

○通知票を年２回に統合
- 長期休業前（夏休み前・冬休み前）の通知票作成がなくなったことにより、各学期の振り返り指導や休業前の指導（個別面談等）をじっくりと行えるようになった。
- 教職員も長期休業期間中に指導を振り返り、それを授業改善や補充的な学習、学習評価に生かすことができるようになった。
- 通知票の発行回数が減ることで、児童生徒の学習意欲の低下や、長期休業中の学習動機の低下等が心配された。しかし、現段階では、保護者や教職員からそのような心配の声や、３回の発行を希望する声はあがってきていない。

※これらのことから、令和４年度も通知票は年２回で実施する予定である。

○下校時刻の繰り上げ（小学校）
- 朝読書の時間、清掃の時間、昼休みの時間等を一部削減し、下校の時刻を早めた。これにより、放課後の時間（児童が下校してから退勤の時刻まで）が、昨年度のより、一日あたり 15 分ほど多くなった。
- これまでの日課と異なるため、年度当初は児童にも戸惑いが見られたが、１学期中には生活リズムに慣れ、現在は円滑に学校生活を送ることができている。
- 教職員は、15 分ほど多くなった放課後の時間を有効に活用し、在校時間の短縮につなげることができている。

※日課については本年度と同様に進める予定である。現在、小学校４年生以上では月曜日のみが５時間授業であるが、次年度は、授業時数等を調整し、５時間授業の日を増やし、週あたり２日にする予定である。

○５時間授業日を週２日設定（中学校）
- 昨年度までは、月曜日のみが５時間授業であったが、日課の調整や時間割の入れかえ等で授業時数を確保し、本年度より、金曜日も５時間授業としている。
- 金曜日が５時間授業になったことに加え、部活動の終了時刻を見直したため、放課後の時間（生徒が下校してから退勤の時刻まで）が週あたり 80 分ほど多くなった。
- 教職員は、多くなった放課後の時間を有効に活用し、在校時間の短縮につなげることができている。

2　その他の取組について

○教育委員会の主な取組
- タイムカードやＰＣによる在校時間の管理
- ストレスチェックの実施と結果のフィードバック
- 登下校の見守りをスクールガードに依頼
- 教育活動指導員（町雇用）による業務のフォローアップ
- 学校閉庁日の設定と連絡体制の整備
- 各校への留守番電話の設置

○各学校の主な取組
- 専科加配教員や学校サポーターの活用による業務時間の確保
- 定時退勤日の設定、年次休暇の計画的な取得促進
- お便りの廃止や統合による業務の削減
- 各種会議を時間割内に設定（中学校）
- 部活動数の見直し、複数顧問制による単独指導の実施（中学校）

調査対象人数　西小15人　東小17人　中学23人　合計55人

超過在校等時間の平均値

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
五霞西小	63:15	49:24	54:25	35:53	2:58	33:38	48:21	39:15	38:35
五霞東小	49:10	42:05	42:01	32:48	7:17	27:41	44:21	38:07	33:23
五霞中	76:08	69:00	77:20	58:00	6:20	20:40	64:30	65:48	54:12

超過在校等時間　45時間超80時間以下の人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
五霞西小	10	9	10	4	0	3	10	5	4
五霞東小	12	8	9	1	0	0	10	6	1
五霞中	7	12	6	11	0	3	13	13	18
計	29	29	25	16	0	6	33	24	23

超過在校等時間　80時間超100時間以下の人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
五霞西小	3	0	0	0	0	0	0	0	0
五霞東小	1	1	0	0	0	0	0	0	0
五霞中	8	7	11	3	0	0	5	4	0
計	12	8	11	3	0	0	5	4	0

超過在校等時間　100時間超人数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
五霞西小	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五霞東小	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五霞中	4	0	2	0	0	0	0	0	0
計	4	0	2	0	0	0	0	0	0